

別紙07 事業者が設置する什器・備品等一覧

エリア	室名	番号	品 名	数量	単位	備考
展示エリア	主催者事務室	1	会議机・椅子	-	組	18人/室の利用を前提とする
		2	応接セット	1/室	組	
		3	ホワイトボード	1/室	台	
		4	スチールロッカー	-	台	鍵付き、2段
		5	軽量ラック	1/室	台	幅900mm程度×5段
		6	ハンガーラック	1/室	台	ハンガー10本含む
		7	ゴミ箱	1/室	箱	
		8	食器収納ユニット	1/室	台	H950程度
		9	テレビ	1/室	台	40インチ以上（壁掛け・天吊りも可）
		10	冷蔵庫	1/室	台	
		11	電話機	1/室	台	
		12	電話台	1/室	台	壁掛け等の場合は不要
		13	パーティション	1/室	台	三つ折り
	商談室	14	会議机・椅子	-	組	24人/室の利用を前提とする
		15	ホワイトボード	1/室	台	
		16	スチールロッカー	-	台	鍵付き、2段
		17	軽量ラック	1/室	台	幅900mm程度×5段
		18	ハンガーラック	1/室	台	ハンガー10本含む
		19	ゴミ箱	1/室	箱	
		20	テレビ	1/室	台	40インチ以上（壁掛け・天吊りも可）
		21	テレビ台	1/室	台	壁掛け等の場合は不要
		22	電話機	1/室	台	壁掛け可
		23	電話台	1/室	台	壁掛けの場合は不要
	倉庫（ロッカールーム）	24	会議机	-	台	24人/室の利用を前提とする
		25	スタッキングチェア又は折畳みイス	-	脚	24人/室の利用を前提とする
		26	軽量ラック	-	台	
		27	電話機	1/室	台	壁掛け可
		28	電話台	1/室	台	壁掛けの場合は不要
		29	スチールロッカー	-	台	鍵付き、2段
	トイレ	30	サンタリーボックス	-	個	各ブースに1つずつ
		31	ごみ箱	1/室	個	
		32	便座クリーナー用ディスペンサー	-	個	各ブースに1つずつ
		33	アルコールディスペンサー	1/室	個	
エントランスエリア	エントランスモール	34	ロビーチェア	-	脚	
		35	フラップテーブル	-	台	
		36	ベルトパーティション	-	本	
		37	ゴミ箱	-	箱	
	売店	38	電話機	1/室	台	壁掛け可
		39	電話台	1/室	台	壁掛けの場合は不要
管理エリア	中央監視室	40	事務机	-	台	
		41	事務イス	-	脚	
		42	会議机	-	脚	
		43	スタッキングチェア又は折畳みイス	-	脚	
		44	ロッカー	-	台	
		45	冷蔵庫	1/室	台	
		46	モニター	1/室	台	43インチ以上（壁掛け・天吊り）※管理用カメラ確認用
		47	電話機	1/室	台	壁掛け可
		48	電話台	1/室	台	壁掛けの場合は不要
		49	保管庫	-	組	
	防災センター	50	事務机	-	台	
		51	事務イス	-	脚	
		52	会議机	-	脚	
		53	スタッキングチェア又は折畳みイス	-	脚	
		54	ロッカー	-	台	
		55	モニター	1/室	台	43インチ以上（壁掛け・天吊り）※管理用カメラ確認用
		56	冷蔵庫	1/室	台	
		57	電話機	1/室	台	壁掛け可
		58	電話台	1/室	台	壁掛けの場合は不要
		59	保管庫	-	組	
管理エリア	宿直室	60	ベッド	-	台	
		61	ロッカー	1/室	台	
		62	電話機	1/室	台	壁掛け可
	トイレ（管理用）	63	電話台	1/室	台	壁掛けの場合は不要
		64	サンタリーボックス	1	個	
	倉庫	65	清掃道具ロッカー	1	台	
		66	軽量ラック	1/室	台	

別紙07 事業者が設置する什器・備品等一覧

エリア	室名	番号	品 名	数量	単位	備考
その他	全般	67	カーテン	-	枚	窓がある諸室に適宜設置 ブラインドを含む
		68	カーテンレール	-	本	窓がある諸室に適宜設置
		69	サインスタンド	10	本	
		70	消火器	-	本	関係法令を遵守すること

※ 本リストは新第2展示館の運営に当たって、市として最低限必要と考える備品等を示している。応募者は、本リストに示す備品等に加え、必要と考えられる備品等を提案すること。なお、本リストに示す備品等と同等の性能、機能を有するものについては、事業者の提案により変更可能とする。

※ 主催者又は来場者が直接利用する備品等については、各種催事を想定した品格を備えた備品を選定すること。

※ 数量に指定がないものについては、事業者の提案とするが、最低数量は1以上とすること。

※ 事業者提案により各室の機能を統合した場合にあっては、同一備品を兼用として取り扱うことができる。

※ 防災センターを中央監視室と兼用とした場合は、什器・備品も兼用とすることができるものとする。